

名古屋高等教育研究 編集規程

2001年1月1日
2004年6月8日 改定
2005年12月2日 改定
2006年6月22日 改定
2013年7月12日 改定
2019年9月9日 改定
2021年3月5日 改定
2022年4月28日 改定
編集委員会

名古屋大学高等教育研究センター（以下「センター」という）は、『名古屋高等教育研究』を編集・刊行するために以下の規程を定める。

1. 名 称：『名古屋高等教育研究』とする
2. 英語名称：Nagoya Journal of Higher Education とする
3. 刊行期日：年1回、3月末日に冊子体として刊行する
掲載が決定した論文は、冊子体と同じ版をオンラインファースト版としてウェブサイトに掲載決定後に速やかに掲載する
4. 編集委員会：編集委員会をセンター内に組織する
5. 編集委員長：センターの専任教授をもって充てる
6. 編集委員：センター外の学識者に、編集委員長より委嘱する
7. 事務局：編集委員会事務局をセンター内におく
8. 筆頭著者：制限を設けないが、冊子体への掲載には以下の発表を優先する場合がある
 - ① 名古屋大学に当該年度に在籍する教職員および大学院生
 - ② 日本の高等教育機関に在籍する教職員および大学院生
9. 投稿数の上限：同一号に筆頭著者（もしくは責任著者）として投稿できる論文等の数の上限は3報までとする
（ただし編集委員会からの依頼がある場合は、この限りではない）
10. 構成：以下の4カテゴリーを設ける
ただし全てのカテゴリーについて掲載論文があることを必須としない。なお、論文は未発表のもの、および投稿者の所属先が定める研究倫理もしくは一般的な研究倫理規定を遵守するものに限る
 - ① 特集：高等教育の特定テーマに関する編集委員会からの依頼による寄稿論文、または特定テーマに即して投稿された研究論文および研究ノート

- ② 研究論文：国内外の高等教育に関するテーマを扱う論文であり、研究の学術的貢献が十分に認められ、論文としての完成度が高いと認められるもの
 - ③ 研究ノート：国内外の高等教育に関するテーマを扱う論文であり、研究論文の完成度に準ずる評価が得られ、かつ掲載が有意義と認められるもの
 - ④ 特別寄稿：高等教育に関するテーマで編集委員会からの依頼による寄稿論文
- 11. 言語：原則として、日本語および英語とする
 - 12. 査読等：研究論文と研究ノートについては編集委員長等が予備審査を行い、これに通ったものを対象に査読を行う。
その他のカテゴリーにあっては閲読を行う
 - (1) 研究論文と研究ノートについては、査読結果に基づき、編集委員長が投稿者に修正を依頼することができる。その場合、投稿者は査読結果を反映した修正論文および修正箇所と修正内容を明示したメモ（表など）を作成し、これらを事務局に再提出する。修正した論文の最終的な採否は編集委員長が決定する。編集委員長は、査読の結果を踏まえて、別カテゴリーにて採録することを提案することができる。
 - (2) 編集委員会からの依頼による特集論文および特別寄稿については、閲読結果に基づき、編集委員長が投稿者に修正を依頼することができる。
 - 13. 原稿締切：一般投稿は随時受け付ける。冊子体への年度内の掲載を希望する場合は10月31日必着。編集委員会からの依頼による特集論文および特別寄稿も10月31日必着。
 - 14. 執筆要領：別に定める
 - 15. 配布先：別に定める
 - 16. その他：その他必要な事項は、編集委員会がこれを定める

以上

編集委員会事務局
住所 464-8601 名古屋市千種区不老町
名古屋大学高等教育研究センター
『名古屋高等教育研究』編集事務局
電話 052-789-5696 ファックス 052-789-5695